

介護予防支援・重要事項説明書

介護予防支援サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を次の通り説明いたします。わからないことやわかりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問してください。

1 介護予防支援を提供する運営主体

名 称	有限会社 加賀メディカル
法 人 所 在 地	〒747-0044 山口県防府市佐波 2 丁目 10-12
代 表 者 名	代表取締役 加賀 真也
電 話 番 号	0835-22-1408

2 介護予防支援を実施する事業所

事 業 所 の 名 称	加賀メディカル 居宅介護支援事業所
事 業 所 の 住 所	〒747-0044 山口県防府市佐波 2 丁目 10-12
事 業 所 指 定 番 号	3570602346
事 業 所 指 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
電 話 番 号	0835-22-1408
F A X 番 号	0835-22-8225
管 理 者	中川 信司

3 併設して実施している事業

事業所種類	指定年月日	指定事業所番号
福祉用具貸与事業	平成 12 年 4 月 1 日	3570600324
特定福祉用具販売	平成 12 年 4 月 1 日	3570600324
居宅介護支援事業	平成 30 年 5 月 1 日	3570602346

4 事業の目的と運営方針

事 業 の 目 的	介護予防支援を実施する加賀メディカル居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援業務を提供することを目的とします。
-----------	--

運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った援助を行います。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適正な介護予防サービスや保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう、中立公正な立場でケアマネジメントを行います。 ・地域の結びつきを重視し、防府市地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
---------	--

5 職員体制

職種	常勤（兼務）	職務内容
管理者	1（居宅介護支援事業所の管理者と兼務）	業務管理を一元的に行います。
介護支援専門員	1（居宅介護支援事業の介護支援専門員と兼務）	介護予防支援業務を行います。

6 通常の実施地域

防府市（野島以外）

7 営業日・営業時間

営業日	月曜から金曜（祝日及び12月30日から1月3日を除く）
営業時間	8:30～17:30

上記営業時間以外も電話連絡は可能です。

8 サービス内容

（1）介護予防サービス・支援計画書等の作成

介護保険で要支援と認定された方で、サービスの利用を希望される場合は、担当職員が利用者の居宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握し、利用者の選択に基づき介護予防サービス、その他必要な保健・福祉・医療サービス、地域の社会資源などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画書を作成します。

（2）介護予防サービス・支援計画書等の作成後の便宜の提供

利用者及びその家族等、介護予防サービス事業所等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握し、目標に沿ってサービスが提供できるよう連絡調整を行います。また、利用者の意思を踏まえ、要介護認定の申請等に必要の援助を行います。介護予防サービス・支援計画書の変更の必要性がある場合は、双方の

合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書の変更を行います。

9 利用料金

介護保険適用となる場合には自己負担はありません。全額介護保険により給付されます。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、いったん自己負担となります。(1ヶ月 4,720円、初回加算を算定する場合は 3,000円を加えた 7,720円) 又、利用者の居宅が通常の実施地域以外の場合、通常の実施地域を超えた時点から1キロ毎に30円を交通費として請求します。

10 利用者の解約等

利用者は事業者に対して、7日以上予告期間を設けることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合や、事業者が正当な理由なく介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービス提供を怠った場合、又、事業者が著しい不信行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な理由が認められる場合には直ちに契約を解約することができます。

11 事業者の解約

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなしその改善の見込みなく本契約の目的達成が著しく困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除させていただく場合があります。

12 サービスに関する苦情について

サービス提供に関して苦情があった場合、利用者の立場に立って事実関係の特定を速やかに行います。又、利用者に対して対応方法を含めた結果報告を行います。

利用者及びその家族から相談及び苦情を受付ける窓口を設置しています。

担当窓口	受付日	祝日及び12月30日～1月3日を除いた月～金
	受付時間	8:30～17:30
	担当者	中川 信司 (管理者兼介護支援専門員)
	責任者	加賀 真也 (代表取締役)
	電話番号	0835-22-1408
	FAX番号	0835-22-8225

その他の苦情受付窓口機関もご確認ください。

	電話番号	0835-25-2979
--	------	--------------

防府市役所 高齢福祉課	F A X 番号	0835-27-0098
	受付時間	8:30～17:15
山口県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話番号	083-995-1010
	F A X 番号	083-934-3665
	受付時間	9:00～17:00

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会及び研修を定期的実施します。利用者及びその家族、又は事業者の従業員や外部から虐待の通報があった場合は、市及び当該地域包括支援センターへ速やかに通報します。

虐待防止の取組を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者（管理者 中川信司）

14 秘密保持と個人情報保護について

事業者は正当な理由がない限り、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を第三者に漏らしません。又、この守秘義務は契約終了後も継続します。事業者の従業員が退職後も、在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。利用者及びその家族の個人情報について、予め同意を得ない限り、介護予防サービス・支援計画書立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と介護予防サービス事業者等との連絡調整において、利用者及びその家族の個人情報を使用しません。

15 記録の整備

事業者は、介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その契約が終了した日から 5 年間保存します。

16 業務継続計画

事業者は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護予防支援の提供を受けられるよう、策定している業務継続計画に従い必要な措置を講じます。そのために必要な研修及び訓練を定期的実施します。

17 衛生管理

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染対策を検討する委員会を定期的開催します。又、研修及び訓練も定期的実施します。